

東建協力会員の皆様へ

## 『東建協力会会則』改訂について

平成 28 年 3 月 25 日

東建協力会 全社会事務局

日頃より、東建協力会の運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、東建協力会の運営費（東建協力会会費）は、東建コーポレーション株式会社の企業規模拡大と東建協力会会員数の増大に伴い、年々増加傾向にあります。この運営費は、協力業者皆様の工事金額から捻出されるものであり、元請である東建コーポレーション株式会社としましても、これが増加傾向にあることを課題と捉えております。そこで、直近における運営費の使途調査に基づき、使用内容の統一と安全性向上へ全社会事務局にて実施すべき費用項目（負担割合）の変更等を行なうことで、東建協力会の運営に支障とならない範囲で徴収減率（減額）をすべきとの結論に至りました。

また一部の会員様から、より透明性の高い協力会の運営を要望する声も寄せられており、現行最長 5 年である役員任期を最長 3 年へとすることと併せ、下記概要の通り東建協力会会則を改訂いたします。

### <東建協力会 会則改訂概要>

改訂内容		現 行	改 訂	
役員任期		最長 5 年	最長 3 年	
会費 (運営費)	徴収率	工事支払金額の 1000 分の 2	工事支払金額の 1000 分の 1.3	
	分配率	全社会事務局	5 %	3 0 % <sup>*</sup>
		事業ブロック会	1 5 %	2 0 %
	支部会	8 0 %	5 0 %	

※工事現場の安全確保、労働災害防止等に関わる安全備品は、全社会事務局にて一括購入して、配布する運用と致します。

尚、今回の会則改訂は、会員皆様の会費負担軽減（減額）のメリットへとつながることから、東建協力会年度途中ではありますが、平成 28 年 4 月 1 日（4 月末日の会費徴収）より施行いたします。